

京都市消費生活条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○ 京都市消費生活条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 51 年 2 月 28 日 規則第 96 号(制定) 平成 17 年 9 月 30 日規則第 67 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条)</p> <p>第 2 章 消費者権の実現を図るための施策</p> <p> 第 1 節 不適正な取引行為(第 2 条)</p> <p> 第 2 節 調停(第 3 条～第 9 条)</p> <p> 第 3 節 消費者訴訟に係る事件の当事者である団体の設立費用の補助(第 10 条)</p> <p> 第 4 節 訴訟に要する資金の貸付け(第 11 条～第 15 条)</p> <p> 第 5 節 身分証明書(第 16 条)</p> <p>第 3 章 消費生活審議会(第 17 条～第 22 条)</p> <p>第 4 章 雑則(第 23 条)</p> <p>附則</p> <p>(第 1 条～第 23 条 略)</p>	<p>○ 京都市消費生活条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 51 年 2 月 28 日 規則第 96 号(制定) 平成 17 年 9 月 30 日規則第 67 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条)</p> <p>第 2 章 消費者権の実現を図るための施策</p> <p> 第 1 節 不適正な取引行為(第 2 条)</p> <p> 第 2 節 調停(第 3 条～第 9 条)</p> <p> 第 3 節 消費者訴訟に係る事件の当事者である団体の設立費用の補助(第 10 条)</p> <p> 第 4 節 訴訟に要する資金の貸付け(第 11 条～第 15 条)</p> <p> 第 5 節 身分証明書(第 16 条)</p> <p>第 3 章 消費生活審議会(第 17 条～第 22 条)</p> <p>第 4 章 雑則(第 23 条)</p> <p>附則</p> <p>(第 1 条～第 23 条 略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市消費者保護条例第 9 条第 2 号の不当取引を定める規則は、廃止する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 99 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 142 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

(1) 条例第 20 条第 1 号に該当する行為にあつては、次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(ア～ノ 略)

ハ 不招請執よう勧誘(消費者の意に反して、契約の締結の勧誘を執ように行うことをいう。)

ヒ 消費者の意に反する資金調達(消費者の意に反して、資金の調達の勧誘を執ように行うことをいう。)

フ アからヒまでに掲げる手段に準じる手段

以下 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市消費者保護条例第 9 条第 2 号の不当取引を定める規則は、廃止する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 99 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 142 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

(1) 条例第 20 条第 1 号に該当する行為にあつては、次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(ア～ノ 略)

ハ 意思確認のない勧誘(消費者に契約の締結の勧誘を拒絶する旨の意思表示をする機会を与えず、消費者の意に反して当該勧誘を行うことをいう。)

ヒ 拒絶後の勧誘(消費者が契約の締結の勧誘を受けず、又は契約を締結しない旨の意思表示をしているにもかかわらず、当該契約の締結の勧誘を行うことをいう。)

フ 消費者の意に反する資金調達(消費者の意に反して、資金の調達の勧誘を執ように行うことをいう。)

ヘ アからフまでに掲げる手段に準じる手段

以下 略

